

令和 8 年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見

2026 年 2 月 18 日
全大阪消費者団体連絡会

【意見 1】検査総数の割合を 10%台へ引き上げる計画とすること

（理由）輸入届出件数が 2012（平成 24）年度 218 万件から 2024（令和 6）年度は 247 万件程度に増加しているのに対し、2020（令和 2）年度以降の検査総数は 2012（平成 24）年度よりも約 2 万件少ない 20 万件前後で推移している。検査総数の割合は、2012（平成 24）年度 10.2% の後は、2013（平成 25）年度 9.2%、それ以降は 8% 台と、一桁台が続いている。その中で、2024（令和 6）年度には国内の監視で発見された輸入食品違反事例が 16 件報告されている。より安全な輸入食品の流通、消費者の安心を実現するため、検査総数の割合を 10% 台に引き上げる計画とすることを求める。

その際、2021（令和 3）年度から 10 万件で固定されているモニタリング検査計画数について、より高い確率で違反品目を発見できるように検査計画数を増やすことを求める。少なくとも、2025（令和 7）年度より多い計画数が設定されている項目の増加件数（合計 3,090 件）を維持しつつ、件数が減らされている項目（特に水産加工物）については 2025（令和 7）年度の件数に戻すことを求める。

【意見 2】食品監視員を増員し、監視指導に必要な事項を本計画に記載すること。

（理由）検疫所の食品監視員数が 2024（令和 6）年度は 422 人で、2017（平成 29）年度の 419 人からほとんど増えていない（図 3）。輸入食品の増加及び検査計画数の引き上げに対応できるよう、検疫検査を担う食品監視員の計画的な増員を求める。

また、昨年の意見への回答に「検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努める」とある。このうち、食品衛生監視員の資質向上については本計画案 P15 「(6) その他監視指導のために必要な事項」に記載があるが、適切な人員配置、検査機器の整備等についての記載が見当たらないので、具体的な記載を求める。

【意見 3】乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生の総アフラトキシンについての検査命令実施対象国を、2024（令和 6）年度までの全輸出国に戻すこと

（理由）総アフラトキシンについて、2024（令和 6）年度までは乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生について全輸出国を検査命令対象としていたが、2025（令和 7）年度から国単位に変更された。だが、アフラトキシンは強い発がん性を持つことが知られており、2024（令和 6）年度の検査結果で検査命令対象品目のうち最も多い違反が確認されていることから、全輸出国について検査命令の対象に戻すこと。

以上